

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、これから私の一般質問をさせていただきます。今回大きく3点質問させていただきます。

まず1点目、ねんりんピック岐阜の開催について、2点お伺いします。令和7年10月18日から10月21日にかけて、岐阜県で第37回全国健康福祉祭ぎふ大会「ねんりんピック岐阜2025」が開催され、県内各地でスポーツやレクリエーションイベントのほか、健康づくり、文化、生きがいに関する催しが開催され、42市町村で計56種目の競技が行われる予定です。飛騨市では、10月19日から10月20日にかけて、サッカー競技で60チーム、1,200人規模を参集し、4会場7コートで交流大会が実施予定で、飛騨市実行委員会を組織し、飛騨市は実行委員会へ負担金として7,156万円を支出予定です。そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、飛騨市の負担金、財源について。ねんりんピックの愛称で親しまれ、今年で37回目の開催を迎える歴史のある大会です。健康長寿を伸ばすとともに、高齢者はもちろん、全ての人々が生涯健康で活躍できる社会づくりの実現という大会の基本方針を理解しつつも、厚生労働省や岐阜県等が主催する大会に対して、飛騨市が7,000万円強という巨額を支出し、県から市への財源支援が3,500万円程度あるとしても、実質3,500万円程度の飛騨市財政からの持ち出しになり、飛騨市職員も通常業務に加え、サッカー競技大会の開催に備えなければならず、職員負担軽減のため、既存事業が休止になる悪影響も見られます。また、飛騨市民の多くは、ねんりんピックの大会が市内で開催されること自体を知らず、一部の大会関係者、参加者のための大会になってしまうことを危惧しております。そこで、飛騨市にとっての意義・効果、主な財源である地域振興を目的とした合併基金からの取り崩しが適当なのか、負担金の目算、大会運営にかかる経費はいつの時点で立っていたのか、市民から理解が得られるのかについてお伺いします。

2点目、大会参加者の宿泊・食事について。ねんりんピック岐阜2025宿泊等基本方針には、大会関係者が十分に力を発揮できるよう、安全かつ快適な宿泊施設や食事を提供することが定められ、会期中に大会参加者が利用する宿泊施設は、原則として各交流大会等会場地市町村内の施設とすることが定められていますが、飛騨市内で大会期間中1,200名を宿泊させる予定か、それが可能かどうかお伺いします。また、「宿泊に伴い提供される食事及び大会期間中に提供される弁当等は、衛生的で栄養的にも調和がとれ、かつ地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものになるように配慮する。」とありますが、飛騨市内で食事の提供が可能かどうかお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ねんりんピック岐阜の開催につきましてのお尋ねでございます。2点、一括して私からご答弁申し上げます。

まず最初に、ねんりんピック岐阜大会の開催におけるこれまでの経緯ということを申し上げておきたいと思います。この大会は当初2020年に開催予定だったわけです。この中で、県から飛騨市にサッカー競技の開催地を受けてほしいという打診があったのが、その3年前の平成29年でありました。これは飛騨市がサッカー競技に盛んに取り組んでいるということが評価されたものでありまして、また、県を挙げての事業ということでもありましたので、市としては、この平成29年当時に開催を承諾いたしまして、翌平成30年に実行委員会を組織して、準備を進めておったということでございます。

ただ、この過程の中で、本大会の開催をするに当たっては多額の事業費を要するということが明らかになりましたので、飛騨市のような規模の小さい自治体が、非常に大きな費用と規模を要するサッカー競技を開催するには負担が大きいということから、県に対しまして十分な補助をいただけるように、繰り返し繰り返し強く要望しておったわけでありまして。その後、この2020年の大会は新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となりまして、2021年大会として開催されることになったわけでありまして。それに伴って、コロナ禍でありましたので規模が大幅に縮小して開催するということになりまして、その時点での事業費が、2021大会ですね、3,071万円という数字でございました。これに対して県の補助金は、当時2,023万8,000円という補助金が出るということでもございました。

ところが、県がコロナ禍で財源不足だということになりまして、大会の直前に、県下自治体一律で2割カットだと、こういうことを言ってまいりました。飛騨市としては、実は大変強く反発をいたしまして、開催返上も辞さないということで満額確保を強く求めたわけでございます。この大会は結果、コロナ禍が長引いたということで、2021年大会は中止となったわけでありまして。中止になったということでこれで終わったと思っていたんですが、その後、県では改めてねんりんピックを行うという意向を示されまして、令和3年10月に、ねんりんピック岐阜2025大会開催に関する県からの意向調査ということが行われたわけでありまして。これに対しまして、県内42自治体のうちで唯一、私ども飛騨市のみが同意しないという旨の回答をいたしました。うちだけだったものですから、県からその後数回にわたりましてサッカー競技開催に何とか同意してほしいということで依頼が何度もありまして、そういったことがございましたので、財政的な十分な支援をいただくということが条件だということを付して、令和4年12月にサッカー競技開催を条件つきで承諾をしたというのが経緯でございます。

議員ご指摘のとおり、ねんりんピック岐阜2025サッカー交流大会、昨年10月に行われた県からの大会開催事業費に係る第二次積算調査というものに対する報告金額というものがベースになるわけでありまして、地域活性化起業人登用の人件費800万円、これは人の不足を補うためのものです。国の支援がある地域活性化起業人を使うという形でそこをカバーしようということ、それが人件費800万円ですけれども、これを含めて全体が7,156万円、これが今予算に計上しておる金額ということになるわけでありまして。ですから、地域活性化起業人の登用分を抜きますと、大会開催に係る直接の経費は飛騨市実行委員会への負担金6,356万円ということになるわけでありまして。これは予算資料のほうにも書いてございます。それに対する県の補助金、これが幾らになるかといいますと、補助率は事業の区分によって異なりますので、全部積み上げますと総額で4,000万円余りということになっておりまして、市の真水の支出は2,300万円余ということになる見込みで

あります。

議員から2分の1で3,500万円という数字もありましたが、この2,300万円というのが市の真水支出になるだろうということでもあります。とはいえ、非常に大きな金額でありまして、大きな財政負担になるということなものですから、県の担当部局に対しましては、もし1円でも補助金がカットされるような事態があれば、直前であってもその時点で開催を中止して返上するというのを強く申し上げておりますし、私も県庁へ行きまして、担当者にも会うたびに、1円でも補助金をカットしたら即返上するからということ強く申し上げております。なお、この県の補助金ですが、市ではなくて実行委員会に直接交付されるということになっておりますので、市の実行委員会に入った後、その分は市に戻し入れをされるということになります。したがって、当初予算の資料を見ますと、その金額が入っていないものですから、ここちょっと誤解を招きがちなので、あらかじめそういう形になっているということをこの場で申し上げさせていただき、この点についてはちょっとご容赦をいただきたいということでございます。もちろん大会終了後に清算をいたしますから、節減に努めればその分余剰金が出ますので、それも戻し入れが来るということになりますから、極力執行段階の節減にも努めたいというふうに考えておるところでございます。

他方で、負担金の中身なんですけど、全部で6,356万円あるわけですけども、何に使われるかといいますと、7割以上となる4,500万円は会場の設営費でありまして、仮設テントとかそういったものに当たるということでございます。そうなりますと、飛騨市にとっては負担が非常に大きい上に、その金額はテント代とかで出ていくので、あまり大きなメリットが得られないということがあるのは事実でございます。また、お尋ねのありました大会参加者の宿泊、食事の手配ということは、全て県が委託する事業者により行われるということになっておりまして、しかもこれは、ねりんピックというのは60歳以上のシニア世代を対象とした交流大会と、競技というよりも交流大会の位置づけですので、民宿のような宿泊施設は好まれない、皆さんお泊まりにならないという特徴がございます。そもそも、飛騨市内の宿泊施設は絶対数が極めて少ないので、1,200人というキャパシティーはなかなか吸収ができない。その上に、民宿のような施設は好まれないということになります。さらに、今ある施設でも高齢化等の現実もございまして、受け入れが難しいということで、今現在の調査によりますと、大会参加者宿泊の受け入れに手を挙げた事業者は僅か5件ということにとどまっております。そうすると、参加者の多くは高山市内に泊まられるということになります。

また、大会に参加する選手の食事につきましても、県の委託事業者の差配により行われるということになっておりまして、大会中の選手の弁当の手配は高山市内の事業者へ既に依頼されているということであります。なお、この2日間の大会日程で延べ750名程度の大会運営スタッフがいらっしゃるということですが、このスタッフ弁当は飛騨市実行委員会では準備を行いますから、全て市内事業者へ発注を手配をするということにしておるわけでございます。

こうしたことを考えますと、かかる費用に対しまして飛騨市への効果は限定的であるというふうに認識をいたしておりまして、飛騨市だけの事情を考えれば、正直申し上げまして現段階においても今大会の開催は本意ではございません。しかし、県を挙げての大会であるということ、そして、競技種目としては最も参加者が多い、重要なサッカー競技を担っているという責任、こう

したことを考えますと、飛騨市単独でのメリット、デメリットということはもちろんありますが、そういうことに加えて岐阜県の一員としての飛騨市という位置づけの中で、この大会の成功に向けて協力して取り組んでいくことが必要だというふうに考えておるところでございます。

この大会の負担金の財源、真水でいきますともっと減ってきますから、先ほど言いましたような金額になりますけども、これに合併基金を充てるのが適切なのかというご指摘でございます。これが適当かと言われれば、趣旨に合致していない部分があるのは事実だということは認めざるを得ないということです。しかし、現在の財政状況の中で、後で投入される補助部分があるとはいえ、一時は事業費を一般財源から出さないといけない。一般財源でこの金額が出せるのかというと、今年の予算編成の中ではとても無理であったということです。かといって、ふるさと納税を充てるのかということになりますと、ふるさと納税ではなかろうと、これは寄附の目的に合わないということになりますから、そこで、合併以来、県からは様々な支援をいただいております。そこに対する恩返しという考え方もありますし、苦渋の決断ということで合併基金を充当したというのが事実でございますので、この点については何とかご賢察をいただきたいというふうに考えております。

ただ、こうしたことはありつつも、本大会を開催する以上は、議員ご指摘のような一部の大会関係者のための大会とならないように、市民への広報PR活動にも十分努めてまいりたいと考えておりますし、この3月には県からねりんピック開催にかかる懸垂幕が配布される予定となっております。7月には、県と連携して、市内のイベントと合わせた広報キャラバンを実施するという予定もいたしておりますし、飛騨市実行委員会においても独自の横断幕やPRグッズを作成しまして、市内全体の機運醸成を図っていきたいと考えております。また、開催時に当たりましては各会場において市内保育園児等による応援観戦を予定しておりますほか、市内関係団体等と連携したおもてなしコーナーや特産品販売、健康づくりコーナーなどのブースを設けることといたしております。多くの市民の皆様方の参加をいただきながら、この大会を少しでも市の魅力を全国に発信して、今後のまちづくりにつなげられるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、近年、県において皇室を招くような大きな行事の開催が続いておるわけです。それによって、今回のように市町村や県内企業、県民に過重な負担を強いるというケースが見られております。形式的には、県下全体で賛同した形になっておりますけども、今申し上げたように、実態としての受け止めは様々でございますので、今後、同様の行事が県において開催される際にはしっかりと意見を申し上げて、こうした一方的な負担を強いることがないように、この点については重々強く申し上げていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○1番（佐藤克成）

大変分かりやすく、信頼できる答弁を市長のほうからいただきましてありがとうございます。何点か再質問させていただきます。令和4年12月において、条件つきで十分な支援ありきということで、市長の判断で承諾をされたと思うんですけども、総事業費7,156万円に対して県の支援が4,000万円余り、市の真水の支出としては2,300万円余りということになります。県の支援として4,000万円というのは、令和4年12月に考えていた十分な支援に足り得るものなのかどうか、

お伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

本当は全部持ってもらいたいです。なので、その点から考えれば十分かといえは十分ではないんですが、前回の比率から考えますと、この程度なのかなというふうに思います。ただ、これは飛騨市のみのルールではなくて県下一律のルールの中で決まってくる話ですから、ただ、前回のよう、財政状況が厳しいからといって直前に切ると、こんなことがあればもう即返上だということを強く申し上げているので、この点については満額しっかりとルール化されたものは1円残らずいただくということできちんと対応していきたいというふうに思っております。

○1番（佐藤克成）

市長も飛騨市実行委員会の会長として責任ある立場で、何とかやるとなったからこそには全力を挙げて取り組まれるかと思うんですが、市の財政の負担が大きいということで、仮の話にはなってしまうんですけれども、今現時点で自分自身この質問を考えたときに、正直言葉は悪いんですけれども、とんでもない話だというような感触を持って質問に臨んだわけなんですけれども、先ほどの最初の市長の答弁をお聞きして、十分納得できる部分、納得しないといけない部分があるということを理解を深めることができました。ただ、議会として、この事業に賛同できないとなった場合、団体の意思としてそういったことを議会側から仮に出すことがあれば、議会側が反対を表明するということがあれば、市長はどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

議会でこの予算が削除される、あるいは否決されるということがあれば、当然予算の支出ができませんから、県に対しては、議会で予算が通らなかったのも、このねりんピック大会のサッカー競技はできませんということを申し上げて、手を引くということになると思います。

○1番（佐藤克成）

この件に関しては、来週以降の予算特別委員会の中でも十分、ほかの議員も含め、質疑等で協議、検討していきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。持続可能な飛騨市について2点お伺いします。今定例会開会に当たり、市長は就任以来、一貫して取り組まれてきた「元気であんな誇りの持てるふるさと飛騨市」のスローガンの下、人口減少先進地として最大の課題である持続可能な飛騨市づくり、市役所づくりをさらに深化させると説明されました。持続可能な市役所づくりについて、働きやすい職場環境づくりのため、勤務時間外における自動音声電話の導入、職員の軽装スタイル勤務の通年化、養育する子のある職員の時間外勤務の免除期間延長など、実施予定と伺いました。その中で、岐阜県職員と飛騨市職員との間で産前休暇の取得期間に差異が見られることから、以下の質問をさせていただきます。

1点目、市役所の産前休暇規定の見直しについて。實際上、岐阜県と飛騨市では産前休暇期間に差異が見られ、岐阜県では出産予定日の8週間前、飛騨市では出産予定日の6週間前から取得可能

となっております。労働基準法上は予定日の6週前から取得可能とされており、国家公務員は法律と同じ6週前から取得が可能で、予定日の8週前から取得可能なのは全ての都道府県や指定都市に見られる傾向です。総務省の「令和元年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」によると、全ての都道府県・指定都市で産前休暇の休暇期間が国と異なっているとあり、つまり、法律で認められた6週前という期間よりも長い期間が認められているということが分かります。さらに、1,721の市区町村のうち、休暇期間が国と同様なのは460自治体で26.7%、休暇期間が国と異なっているのは1,261自治体で73.3%となっており、大多数の自治体では産前休暇の期間の見直しが進み、法律の定める最低基準よりも長く休暇期間を設定していることが分かります。いまだ、飛騨市、高山市、下呂市は見直しがされず、労働基準法に定める最低基準のままになっております。県と市の制度上の差異をなくし、より母体保護を手厚くし、選ばれる飛騨市にするために、産前休暇規定の見直しについて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

2点目、市内事業者の産休取得推進について。令和7年度当初予算においても、県内初となる妊産婦の医療費助成や高校生年代対象の医療費助成の現金給付化への運用見直しなど、子育て世代に対してより手厚い支援が盛り込まれ、非常にありがたく思います。一方で、少子化に歯止めをかける特効薬のようなものはなく、ものすごいスピードで少子化が進んでおります。人手不足により、妊婦が産前休暇取得の直前まで職場の周りの人と同じように仕事に追われ疲弊している人の話を聞いたりすると、産前休暇が出産予定日6週前から取得可能というのは法律の定める最低限の基準であって、非常に不十分と感じます。市内事業者のほとんどが中小零細企業で、産休制度を充実させられる会社も限られていると思います。そこで、安心して産み育てられる職場環境整備の推進のため、労働基準法に定める産前休暇期間よりも長い期間の休暇を従業員に取得させた市内事業者に対して、補助金を創設する考えはないかお伺いします。また、市内事業者で働く労働者の産前休暇の取得状況、期間及び取得率を把握されていたら、併せて教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは、1点目の市役所の産前休暇規定の見直しについてお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、国全体では、7割以上の市区町村で国と異なる取り扱いがされていますが、岐阜県内においては、21市のうち令和7年2月末時点で国と異なる取り扱いをしているのは、岐阜市、関市、各務原市の3市のみで、県内では1割程度の導入にとどまっております。この件については、市としてこれまで十分な認識がありませんでした。議員からのご提案をいただき、持続可能な市役所づくりの実現のためには制度として整える必要があると考えたところでございます。そこで、早速、令和7年4月から、産前休暇の取得可能期間を出産予定日の8週前とすることといたしました。これにより、出産する職員が選択できる幅を広げ、安心して働ける環境を整えてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、2点目の市内事業者の産前休暇取得推進についてお答えいたします。現在、市では、産前産後休業等で退職することなく、安心して働くことができる職場環境を支援する補助制度として、飛騨市女性社会進出促進補助金を設けておりまして、産休育休などに伴う臨時社員の雇用費用について、対象事業費の2分の1、上限50万円を市内事業者に対し支援を行っております。なお、過去3年間の利用件数は1事業者のみとなっております。なお、労働基準法に定められた6週間を超える産前休暇に対する対応は、各事業者の判断に基づき運用されているところであり、産前休暇の取得状況については特段把握をしておりませんが、妊婦については、女性労働基準規則で就業を制限する業務の範囲が定められているほか、労働基準法では、本人から請求があった場合に、軽易な業務への転換や時間外労働、休日労働、深夜業の制限が規定されております。市といたしましても、市内事業所の人手不足や女性活躍という観点からも、妊産婦に対する職場での配慮や市で行っている補助制度について、さらには、先ほど総務部長から答弁がありました市役所の産前休暇規定の見直しも含め、飛騨市経済連合会や各商工団体等を通じて周知啓発してまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目の質問について、市役所の産前休暇規定の見直しについて、従来の6週間から8週間に、もうすぐ令和7年4月から規定を見直しされるということで、大変喜ばしいことだと思います。

2点目について、女性活躍推進事業ということで、1事業者当たり50万円の補助があると言われたのですが、聞き漏らした部分もありますので、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今ほど申し上げました飛騨市女性社会進出促進補助金につきましては、5種類助成の種類がございますけれども、その1つとして、産休や育休などに伴う臨時社員の雇用費用につきまして、対象事業費の2分の1、上限50万円を支援しております。

○1番（佐藤克成）

今の制度については勉強不足で把握はしてなかったんですけれども、産休を取得された介護事業者については、その手当てがされると知識としてあったのですが、ほかの業種については直接そういった制度がないものと認識しておりましたので、今回の飛騨市の産前休暇規定の見直しに併せて、市内事業者に対しても直接、産前休暇の取得、期間延長、取得率向上に向けて、何か具体的な市の施策が今後検討されるようなことがあればと思い、質問をさせていただきました。

先ほど答弁にありました飛騨市経済連合会ですとか、市内の商工会と連携を深めるということ、そういった事業を進めていけるように連携を取ると言われたのですが、1歩踏み込んで、今後、制度設計として、介護事業者に対して今行っているような支援をほかの業種にも広げていくというようなことは検討されるご予定はありますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今現在は検討の予定はございませんけれども、これからも飛騨市経済連合会ですとか商工団体から事業者の皆さんの実情ですとか、お声を聞きながら、必要があるようでしたら検討してまいりたいと思います。

○1番（佐藤克成）

今回質問させていただいて、飛騨市においては産前休暇の規定が見直されるということで、他の近隣市町村と比べるわけではないんですけれども、高山市、下呂市に先駆けて飛騨市が取り組まれるということを高く評価したいなと思いますし、こういったことが当たり前のように他の市町村にも広がっていけばいいなと思ひまして、今後も飛騨市がそういった施策に関心を寄せ続けて、どんどん推進していければなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。3点目、ごみの分別・減量化について2点お伺いします。先日、飛騨市クリーンセンターで行われたごみのリサイクル基礎講座を受講し、ごみ処理の現状やごみ分別の必要性について学び、大部分の処理費用が公費によって負担されていること、過去1人当たりのごみ排出量は横ばい状態であること、自治体間によって分別回収方法に異なる部分があり、ごみ分別にはまだまだ個人において学習・改善の余地があることを感じました。そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、ごみの種類ごとの分け方、出し方の徹底について。プラスチック製容器包装も紙類もペットボトルも焼却できますが、なぜ分別が必要なのか、改めて市民の方に理解していただく必要を感じます。例えば、可燃ごみとして出されるものの中、多くは紙類であり、紙類は紙類として別にごみ出しが可能であり、紙類は焼却ではなくリサイクルされます。また、プラスチックごみの中には、ある特定の商品の容器が必ずと言っていいほど、紙類のラベルがついたままごみに出されていました。こうした分別の不備については、ごみカレンダーや回覧板による周知などが行われていますが、市民一人一人に分別について時間を割いて考えていただく機会が必要だと感じます。例えば、学校でごみ出しの方法について生徒が学び、家庭に持ち帰って反映させるなど、プラスチック一括回収の実施に向けて検討が始まるこの機会に、市民周知の取り組みについてお伺いします。

2点目、可燃ごみの処理費用の個人負担割合について。可燃ごみ処理にかかる支出が約3.2億円、ごみ処理収入が約4,300万円で、可燃ごみ大1袋当たりの処理量が298円、1袋5キログラム計算で、販売価格が1袋当たり52円であるため、処理料の個人負担は約18%です。1人当たりの年間ごみ排出量は約222キログラムで、1人当たり約1万3,000円の処理費用がかかっている計算になります。近年、1人当たりのごみ排出量が横ばい状態であることから、各個人においてより一層ごみの減量化、紙類への分別誘引のため、可燃ごみ袋の価格改定について、その必要性について見解をお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、ごみの分別・減量化について、1点目のごみの種類ごとの分け方、出し方の徹底についてお答えいたします。市では、これまでごみのリサイクルについては、市民の皆様にもご協力いただきながら積極的に進めてまいりました。その結果、飛騨市のリサイクル率は令和4年度の実績で21.1%と全国平均の19.6%を上回っており、市民の皆様の取り組みの成果であると考えています。リサイクルに欠かせないごみの分別については、分別の必要性や方法などについて、これまでも様々な方法で市民への周知や啓発活動に取り組んできましたが、残念ながら、現在でも違反ごみの混入は一定数見られます。

ごみの分別に関しては意識啓発が非常に重要であり、ごみ分別の必要性や方法を分かりやすく伝え、市民の理解度を高めていくために丁寧に取り組んでいく必要があります。これまでに、分別に関する周知方法としましては、保健衛生カレンダーへの違反ごみの事例など、詳細な分別方法を掲載しているほか、ホームページやチラシなど様々な方法で周知を行っていますが、令和4年度からはごみ出し支援アプリ「さんあ〜る」を導入し、手軽に分別方法を検索できるようにしました。アプリでは、分別方法に迷うような事例は随時情報を更新するなど、より分かりやすくなるように運用しており、年々登録者は増え、現在は2,500人以上の方にご利用いただいています。また、環境審議会の方などを通じ、分別したごみが、その先でどのようにリサイクルされているのかが分かると、市民は、より積極的に分別に取り組めるのではないかと意見をいただいたことから、昨年度は、ごみの種類ごとにごみの現状と分別方法や必要性、また、リサイクルのその先などを見える化した「資源ごみリサイクルガイド」を作成し、全戸に配布するとともに、市民講座などで活用しており、現在第2号の作成を進めております。

そのほかにも、ごみ処理の現場を知っていただくために、市民を対象とした民間リサイクル施設や市有施設の見学会、分別基礎講座の実施などにも取り組んでおりますし、市内の小学4年生には社会科の授業の中で、毎年リサイクルセンターやクリーンセンターを見学してもらい、ごみ処理やリサイクルについて学んでもらっています。このような現場体験を通じ、ごみの分別に関する知識を学んでいただくことで、分別に対する知識と理解を有した方を増やし、家庭や地域で生かしていただくよう、取り組みを推進してまいります。

さらに、令和7年度には脱炭素化事業の取り組みとして、家庭でできる行動メニューや脱炭素の必要性を解説したアクションガイドの作成を計画しておりますが、その中でも、脱炭素の視点からごみ減量化の取り組みや分別の必要性などについても記載し、子供から高齢者まで幅広い世代に取り組みのきっかけとなるようなものにしたいと考えています。この取り組みについては将来を担う子供たちと共同して取り組み、子供たちからも情報発信をいただけるようなことも考えています。ごみのリサイクルには市民の皆様の積極的な取り組みが欠かせませんので、今後も様々な場や情報媒体を活用し、ごみのリサイクルや分別の意識が高まるよう、丁寧に周知、啓発に努めてまいります。

続いて、2点目の可燃ごみの処理費用の個人負担割合についてお答えいたします。まず、飛騨市の指定ごみ袋の価格設定の考え方についてご説明いたしますと、飛騨市では、ごみ処理に対する意識啓発とごみの減量を目的として、合併以前の旧町村時代から指定ごみ袋の有料化を導入してきました。現在、飛騨市のごみ袋は可燃用が大、小、極小、プラスチック製容器包装用、紙類用の5種類あります。価格は可燃用の大が1枚52円、小はその半分の26円、極小はさらに半分の

13円です。また、プラスチック製容器包装用、紙類用は、容量が可燃用大と同じで、価格は1枚10円です。可燃用の5分の1程度と低い価格に設定することで、分別リサイクルへの誘導を図っています。

近年は全国的に有料化を導入する自治体が増えており、県内でもごみの減量や資源化の促進を目的として有料化する流れにあり、ほとんどの自治体で有料化が導入されています。飛騨市の現状としましては、可燃用大1袋当たりの処理費用に対し、個人で負担されるごみ袋料金の割合は約2割程度となっていますが、県内での可燃用大を取り上げて比較しますと、多くの自治体が1袋50円前後となっており、飛騨市は県内では平均的な金額となっています。

ごみの減量を考えていく中で、議員のご意見にあるごみ袋の価格改定による分別の誘導を図ること、例えば可燃ごみ袋を値上げする代わりに、プラスチック用や紙用ごみ袋を値下げ、あるいは無料とするような方法も考えられますが、ごみ処理の手数料につきましては、これまでも様々なご意見をいただいております。市民感情や市民生活、市財政への影響など、総合的な観点から慎重に検討する必要があると考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目のごみの種類ごとの分け方、出し方の徹底について、いろいろな勉強会ですとか、見学会を通して1人でも多くの市民の方に、分別について習熟度を上げていただくような機会が大変設けられていると思います。この3月においても、自分が先月受けたようなリサイクルの基礎講座、もう2回ほど開催予定ということを確認しておりますので、地道な活動にはなるかと思うんですけども、引き続き進めていただきたいと思いますし、自分が参加させていただいた中では実際のごみ処理場の作業現場、各ごみごとの仕分けの作業の様子については、ほかの市民の方も大変興味深く、熱心に見られていましたし、そういったところは本当に興味、関心が深まる場所だと思いますので、ぜひ積極的にそういった機会を設けていただければと思います。

2点目の価格改定については、結論として、市民感情であったりだとか、経済状況を考慮して慎重に検討する必要があるということをお答えされましたけれども、ここ何年か、10年単位で見ますと1人当たりのごみ量は変動することなく来ているわけですから、何かきっかけではないですけども、そういった状況を変えるために何か行動を起こす必要があると思います。その1つとして、可燃ごみの手数料を引き上げることがまず考えられるんですけども、自分の知るところによると、財政が豊かな各務原市とかは、可燃ごみについては無償で今来ていると思うんですけども、飛騨市のような、財政がそこまで豊かではないところについては個人負担というのが重要になってくると思いますし、現状2割しか個人負担されてないということになりますと、1人当たりのごみの排出量というのは、平均すると近年横ばいですけども、ごみ出しの分別によっては個人差が出てくる場所だと思います。

ごみ袋を買えば出せる現状ではあるんですけども、残りの8割以上は公費、税金で賄われているということからしますと、ごみを少なく努力した人は、ごみ処理料は安いんですけども、ごみを多く出す方に対して余分に自らの税金が投入されているというような見方もできると思いますので、個人負担割合18%弱というのは、もう少し引き上げる余地は十分にあるのかなと。負担感が強まることによって、ほかの紙類、プラスチックごみへの分別が進むということもあり

ますし、市民感情、市民の経済状況と言っているような状況ではないと考えます。清掃処理施設に毎年多額の修繕費が計上されているように、個人のごみ処理にかかる手数料だけでは全く賄えない状況ですので、市民の声をよく聞くことも大事ですけれども、結局、市民が払っている税金で運営されているものですので、一番はごみの減量化につながる必要があります。

ここで改めて聞くんですけども、可燃ごみ袋の料金を設定するに当たって、どういう流れで決められていくのか、市民の区長だったり地域の代表者の方も迎えて、そういった議論をする場があるのかどうか、お伺いできたらと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

ごみ袋の価格、手数料につきましては、これまでの経緯をご説明いたしますと、市町村合併時には可燃ごみ袋（大）で1枚68円でした。同じく小が半分の34円ということ。また、プラスチック、紙類につきましては、1枚30円という設定でした。これにつきまして、当時市民の皆様等から高いのではないかというような意見が多くございまして、当時の県内市町村とか、全国の事例なども踏まえて価格改定をいたしまして、平成21年から50円に値下げをしてきたところでございます。その後、消費税等の改定に伴いまして、現在の可燃用の大で52円というような価格設定にしております。

この価格につきましては、可燃ごみの処理料が無料のところは非常にごみが出しやすいことから、ごみを出す抑制につながらないということで、ごみが多いというのは全国的な統計として出ておりまして、そういう状況から、先ほど申し上げましたとおり、全国的にもごみの処理を有料化する自治体が増えてまいりまして、県内でも、私どもが承知しておるにはごみを無料で処理しているところはほとんどございません。もう2、3の市町ではないかと思うんですけども、近年でも有料化にしてくるところが増えております。そういう中で、これまでもこの有料化によって、飛騨市のごみの排出量は全国平均に比べて少ない量になっておりまして、十分効果は発揮しておると考えております。また、プラスチック製、紙類の料金も非常に安価な値段にしております。ごみ袋の原価を下回るような価格に設定しております。もうこれ以上上げることができないのではないかと思うぐらいの料金にしておりますので、これにつきましても、少しでもプラスチック、紙のほうへ回していただければ、ご家庭の負担が減るような設定にしております。誘導効果も十分発揮しておると考えております。

先ほど申し上げましたとおり、様々な意見があるということを申し上げましたけども、今でも、ごみの処理料が高いのではないかというような意見のほうが多くございまして、それにつきましては、これまで議会の中でも、県内市町村または全国的に見てもそれほど高額な料金をいただいているわけではないということを説明もさせていただいてきたところでございますので、議員のご意見のように、個人負担を増やせばいいのではないかというようなご意見もあろうかと思いますが、逆の意見もございまして、慎重にやっていかなければいけないと思いますし、それにつきまして、現在特にいろいろな場で検討する場を設けておるという状況にはございません。

○1番（佐藤克成）

現状の金額についても、いまだに高いという声が寄せられるということで、その際に、個人負担割合が18%だということはきっちり説明された上で、それでも高いとおっしゃられているような状況なのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

料金の割合につきましても、ごみリサイクルガイド等にも、今申し上げましたとおり約2割程度の負担をいただいておりますというようなことも言ってありますし、勉強会、学習会の折にもそのような説明もしております、一定のご負担をいただいておりますということはご理解いただけるように説明をしておるところでございます。

○1番（佐藤克成）

現状は、ごみを多く出す人が得をしているというような状況です。個人負担割合が18%ということですので、ごみを多く出している人は負担感が少ないというような見方ができますので、市民の皆様理解をいただきながら、検討していただく必要があると思います。理解が得られないとしても、どこかで市民のほうに負担が回ってきますので、よりよい方向にということを第一に考えていく必要があります。

可燃ごみの中に、まだ今、紙類に回せるものが混入しているということで、それをうまく紙類へ、プラスチックのほうへ分別の誘導ができたとしても、分別には人件費がさらにかかってきます。第1選別というようなことで、プラスチック、紙類を業者に引き渡す前にクリーンセンターのほうで作業される方が分別をされると思うんですけれども、可燃ごみは燃やしてしまえば分別もなくて済むし、一番すっきりするとは思うんですけれども、ごみの減量化については分別しか方法が残っていないと思います。うまく今後、可燃ごみの減量化ができて、プラスチックごみ、紙類への分別が進んだとした場合、分別に関わっていらっしゃる作業員の経費がかさむと思うんですが、そういったところはどこで吸収するおつもりなのかお伺いしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

議員おっしゃられるとおり、燃やす場合とリサイクルに回す場合、リサイクルに回せば処理料が安価に済むというわけではございません。逆にリサイクルのほうに処理料がかかっておる場合もありまして、一概にリサイクルに回せば経費が安くなるという状況ではございません。ただ、現在、こういう環境に配慮する社会構造の中で、使えるものはリサイクルに回して使っていくという流れの中で、ただ金額だけを比較するのではなくて、市民の社会に及ぼす行動の1つとしても、なるべくリサイクルを推進していこうという中で進めている面もありますので、この部分を全て吸収するにはどうするのかという問いに対しましては、全ては吸収はできませんけれども、全体的な社会の環境に対する考え方の中で、1つの取り組みとして飛騨市はリサイクルをやっているということで取り組んでおるところでございます。

○1番（佐藤克成）

リサイクルに対する姿勢というのはまさしくそのとおりだと思うんですけれども、今お聞きし

たかったのは、分別に経費がかかってくるので、そういったことも含めてどこでコストを賄うのか、捻出するのかというところは議論していかないといけないなと思います。今回、可燃用ごみ袋の価格見直しなんていうことを問題提起させていただきましたけれども、決して市民の代表である議員の1人である私であっても、こういったところは呼び水として問題提起をさせていただいて、今後、執行部のほうでも環境課のほうでも議論をしていただけたらなと思って今回質問させていただきました。

今回の質問は以上とさせていただきたいと思います。

〔1 番 佐藤克成 着席〕